

別表 2（第 4 条 支援の対象）

1 職場環境改善事業 (1) 代表者又はそれに準ずる者が、農業経営人材育成研修プログラム（農林水産省提供）の初級コース及び中級コースのうち「経営総論」「農業経営のカイゼン」を受講修了していること (2) 過年度の専門家派遣期間が原則 1 2 か月未満かつ 5 回未満であること (3) 事業実施年度の前年度以前の 3 か年の間に、雇用就農資金を活用した雇用数が 2 人以下であること (4) 職場環境改善事業と同一年度又は終了後概ね 1 年以内に、「法人化支援」「雇用募集支援」「雇用実践支援」の 1 項目以上に取り組む意思があること。ただし、支援要件を満たさず、いずれの申請もできない場合はこの限りでない。
2 法人化支援 (1) 代表者又はそれに準ずる者が、農業経営人材育成研修プログラム（農林水産省提供）の初級コース及び中級コースのうち「経営総論」「農業経営の法人化」を受講修了していること (2) 補助金交付年度以前に職場環境改善事業に取り組んでいること (3) 補助金交付年度に法人化すること (4) 法人の本店住所を京都市内におくこと
3 雇用募集支援 (1) 代表者又はそれに準ずる者が農業経営人材育成研修プログラム（農林水産省提供）の初級コース及び中級コースのうち「経営総論」「労務管理」を受講修了していること (2) 補助金交付年度以前に職場環境改善事業に取り組んでいること (3) 本事業による雇用人数が前年度以前の活用も含めて 2 人以下であること (4) 事業実施年度の前年度以前の 3 か年の間に、雇用就農資金を活用した雇用数が 2 人以下であること (5) 常雇いの従業員数（代表者の 3 親等以内の親族を除く）が 2 人以下であること
4 雇用実践支援 「3 雇用募集支援」の(1)～(5)に、以下を追加 (6) 雇用した者を雇用保険及び労災保険に加入させること (7) その他雇用にかかる法令等を遵守すること